

任意様式（別表第5関係）

企業の取組に関する調書

年 月 日

高山村長 様

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

次のとおり申告します。

なお、申告した事項について、高山村が事実確認することについて承諾します。

1. 高山村と災害協定を締結している者又は災害協定を締結している団体に加盟する者

○提出書類：高山村との災害協定書（写）

※1 村との間で締結した災害応急対策業務に関する協定書の写しを提出してください。

※2 平成30年1月1日から令和元年12月31日までの2カ年間、協定を締結していることが必要です。

※3 村との災害協定を締結している団体に加盟している場合は、加盟団体に加入している証明書等の写しを提出してください。

2. 高山村と契約した除雪業務委託の状況

○提出書類：除雪業務委託契約書（写）

※1 平成30年1月1日から令和元年12月31日の2カ年において、村との間で締結した除雪作業の業務委託契約書の写しを提出してください。

3. 高山村消防団員在籍に関する確認

氏名	生年月日	所属分団・部

※1 高山村消防団に所属する団員（本団役員含む）を記入すること。

※2 常勤の確認資料として社会保険の「被保険者標準報酬決定通知書」等の写しを提出してください。

※3 行が足りない場合は名簿（任意様式）を提出してください。

4. 障害者の雇用状況

○提出書類：障害者雇用状況報告書（写）

- ※1 令和元年6月1日時点において、「障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第8条」に定める報告義務のある方（詳細は管轄の公共職業安定所（ハローワーク）に確認してください。）は、ハローワークの受付印が押印された、障害者雇用状況報告書の写しを提出してください。なお、電子申請により報告した場合は、当該報告書を印刷し、所管の公共職業安定所で受付印の押印を受けたものを提出してください。
- ※2 令和元年6月1日時点において、※1の報告義務のない方で障害者を1人以上雇用している場合は、雇用している方の身体障害者手帳等の写しの他に常勤性を確認する資料（健康保険被保険者証（写）等）を提出してください。

5. 労働災害防止のための取組み状況

○提出書類：1 建設業労働災害防止協会群馬県支部が発行する「加入証明書」

- ※1 審査基準日（令和2年1月1日）時点で、建設業災害防止協会群馬県支部に加入している場合、同支部の発行する加入証明書を提出してください。

2 建設業労働災害防止協会群馬県支部が実施した技能講習等の「修了証（写）」

- ※1 平成30年1月1日から令和元年12月31日の2カ年において、建設業労働災害防止協会群馬県支部が実施した技能講習または安全衛生教育を受講した場合、同支部の発行した講習等の修了証（写）を提出してください。
- ※2 審査基準日（令和2年1月1日）時点で在籍している常勤の役員または常勤の職員を対象としていますので、常勤の確認資料として、社会保険の「被保険者標準報酬決定通知書」等の写しを提出してください。

6. 地域貢献への取組み状況

○提出書類：村内において下記事項に該当する活動の状況がわかる写真等の資料

- ・道路清掃等のボランティア活動
- ・河川等の環境保全のための活動
- ・建設業を活かした地域貢献活動

- ※1 平成30年1月1日から令和元年12月31日までの2カ年間の活動を対象とし、かつ、1年間で複数回実施していることが必要です。

※2 活動は法人（会社等）として行ったものに限り、従業員個人や法人内のクラブ、グループ等での活動は認められません。

7. 自立更生支援活動の取組み状況

○提出書類：前橋保護観察所が発行する「協力雇用主としての実績に関する証明書」

※1 前橋保護観察所に協力雇用主として登録している場合、若しくは保護観察又は更生緊急保護の対象者を平成30年1月～令和元年12月の間に3か月以上雇用した場合、あるいはその両方が対象です。

※2 保護観察は、犯罪をした人又は非行のある少年が、実社会の中でその健全な一員として更生するように、国の責任において指導監督及び補導援護を行うもので、保護観察処分少年、少年院仮退院者、仮釈放者、保護観察付執行猶予者及び婦人補導院仮退院者の計5種の人とその対象となります。

※3 更生緊急保護とは、刑事上の手続等による身体の拘束を解かれた人で援助や保護が必要な場合が対象となります。

8. 暴力団排除への取組み状況

○提出書類：1 不当要求防止責任者講習受領書（写）

※ 平成29年1月1日以降に受講修了したもの

2 不当要求防止責任者が常用雇用されていることが確認できる書類

※ 以下の①から③のいずれかの写し

<社会保険加入者>

①健康保険・厚生年金保険「被保険者標準報酬決定通知書」

②健康保険被保険者証

・被保険者証に事業所名の記載がない場合は、被保険者標準報酬決定通知書も必要です。

<社会保険未加入者>

③給与台帳又は源泉徴収簿＋国民健康保険被保険者証

・給与台帳又は源泉徴収簿は、従業員別のもので、審査基準日以前6か月間の毎月の給与額が確認できるものです。

・雇用されている期間が6か月に満たない者、毎月の給与額が最低賃金法の最低賃金に満たない者（6か月のうちの1か月が最低賃金に満たない者も含む。）及び勤務日数・勤務時間がそれぞれ一般の従業員の概ね3/4に満たない者は、常時雇用されていないものとみなし、不当要求防止責任者としては認めません。